

令和7年 第1回

## 小樽市農業委員會議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和7年1月24日（金）午後5時00分

2 公示日 令和7年1月10日（火）

3 開催場所 小樽市役所本庁本館2階市長応接室

4 出席委員 (人)

会長	11番	北島	吉治
委員	2番	澤田	幸孝
	3番	浜谷	礼子
	4番	吉川	孝一
	5番	木露	正敏
	7番	佐々木	晴男
	8番	三國	幸一
	10番	川畠	正美
	13番	長多	誠吉

5 欠席委員

1番	田口	玲子
6番	古里	和夫
9番	岩部	利治
14番	本間	俊一

6 議事日程

<議案>

<報告>

議案第1号（農地係）

・転用許可後の事業計画変更承認申請について

議案第2号（農地係）

・農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号（振興係）

・農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（賃貸借）の更新  
(10年経過後の更新) の報告について

報告第2号

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

<その他>

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也  
振興係長 樋口 博一  
農地係長 世戸 幹彦 農地係 光野 雅士

## 8 会議の概要

事務局長	<p>定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、令和7年第1回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は13名中9名出席しておりますので、当会は成立していることを御報告いたします。</p> <p>以降の議事の進行は、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、北島会長にお願いします。</p>
議長	<p>これより議事に移りたいと思います。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に2番澤田委員、3番浜谷委員を指名いたします。</p> <p>それでは、「議案第1号 転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (農地係長)	<p>御説明いたします。</p> <p>議案第1号及び第2号につきましては、同一案件となっておりますので、一括にてご説明させていただきます。</p> <p>本件につきましては、現在進行しております。北海道新幹線の新函館北斗駅から札幌駅間の〇〇トンネルに関する工事を施工する際の仮設ヤードとして使用している場所となります。</p> <p>今回の変更申請は、事業主体の変更と工期の延長申請になります。場所は、〇〇十字街から国道〇〇〇号線を〇〇方向に向かい〇〇〇〇〇向かいにある道路を500m進んだところにある農地となります。</p> <p>事業者変更につきましては、現在は北海道新幹線〇〇トンネル他特定建設工事共同企業体でしたが、今後は、発注者である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局小樽建設事業所長となります。</p> <p>変更後の事業計画については令和6年4月に一度、変更申請があり、令和6年12月23日までの計画で承認しておりました。今回は令和10年11月30日までの期間延長の申請となっております。土地所有者との賃貸借契約については、令和8年3月31日までの契約で工事の進捗により、1年ごとに自動延長する契</p>

議長

約となっております。

第2号議案の説明に移ります。

第2号1の申請地は○○○丁目○○○番で、馬鈴薯やほうれん草を栽培していた農地です。面積は○○○○m<sup>2</sup>のうち○○○m<sup>2</sup>を北海道新幹線のトンネル工事に伴う仮設ヤードとして一時転用する計画です。

申請者は土地所有者○○○○さんの法定相続人であります奥様、○○○○、そのお子さんである○○○○さん、○○○○さん、○○○○さんの4人と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局小樽建設事業所長であります

所有者の○○○○さんは平成30年12月○○日に亡くなられており相続登記が完了していないため、奥様を代表とした申請となっておりますなお、手続きについては4名から同意書を提出していただいております。

第2号2の申請地は○○○丁目○○○番○と○○○番で、馬鈴薯やほうれん草を栽培していた農地です。面積は○○○番○が○○○○○m<sup>2</sup>のうち○○○○m<sup>2</sup>、○○○番が○○○m<sup>2</sup>のうち○○○m<sup>2</sup>を北海道新幹線のトンネル工事に伴う仮設ヤードとして一時転用する計画です。

申請者は土地所有者○○○○さんと独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局小樽建設事業所長であります

承認及び許可の基準については、立地基準と一般基準となります、立地基準については、現在稼働中で、当初の申請時に工事にかかる騒音や振動など周辺環境を配慮し、現在の場所となったものです。一般基準につきましては、今回の事業主体である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構はこの新幹線工事の発注者で必要不可欠な工事となっており、転用事業の実現可能性、資金確保については問題ありません。

以上から、本事業計画は事業実施の確実性があり、周辺農業への影響や被害防除が発生する恐れがないこと、農地法第5条の各要件に合致しておりますので承認及び許可相当と考えます。

以上概略を説明いたしましたが、ご審議をお願いいたします。

説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。

特に発言がないようですので、議案第1号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。

全員賛成ですので、議案第1号議案は原案の通り決定いたしました。

続きまして議案第2号議案について提案通り決定することに賛

	<p>成の方、挙手願います。</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号議案は原案の通り決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは、「報告第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（賃貸借）の更新の報告について」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (振興係長)	<p>御説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（賃貸借）の更新について。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地所有者が北海道農業公社、農地中間管理機構に農地を貸し出し、借り受けた農業公社がこの土地を借り受けたい農業者の公募や、借り受けしたい希望者の調査等を行い、必要な手続きのもと貸し出しを行うこととなります。</p> <p>今回の案件は、平成27年から10年が経過し契約満了となる状況から双方に意向の確認を行ったものであります。</p> <p>出し手であります、小樽市〇〇在住の〇〇〇〇さんについては、土地の有効活用を図りたい意向もあることから、継続を希望されるのであれば、契約を更新してもよい、売却については考えていないとの事、また、受け手は、公社を介しますが、〇〇を中心に営農を行っている〇〇〇〇さん、10年前に契約を行った際には、個人でありましたが、現在は、株式会社〇〇〇〇農園となりますが、経営規模継続のため、農地の借り受けを希望していると、双方の状況が確認できたことから、北海道農業公社、苦小牧支所の担当が現地確認を行い、10年前と現況変わらず、土地の有効活用がなされるとの判断のもと、双方への書類の送付、中間対応として、小樽市が対応協力し、双方の同意が確認され、契約更新となる旨、小樽市に報告があったものです。</p> <p>なお、契約期間については、旧契約満了日の翌日となります、令和7年〇月〇〇日から令和17年〇月〇〇日の10年間、契約金額については、面積〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>で年間〇〇万円、10年前に契約された契約金額と変動はございません。</p> <p>今回は更新となりましたが、受け手が希望されない、また貸し手が10年を契機に貸し出しを行なわず、売却する意向や、貸出しを行わないなどとなった際には、売却に関する公募を行う、現状回復を確認し、返却などの手続きとなることから、必要な事項において、農業委員会の意見聴取、諮問等が必要となる旨、農業公社から伝えられております。</p>

	以上となります。
議長	ただ今、説明がございました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
木露委員	今、説明のあった農地について、土地の周り（周辺）の草刈りを行っていない状況であり農地の使い方に問題があると認識している。
事務局 (振興係長)	対応については検討する
議長	他に、ご意見、ご質問はございませんか。 それでは、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」を上程いたします。 内容について、事務局より説明願います。
事務局 (農地係長)	御説明いたします。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出が1件ございました。場所は、○○○丁目○○○番で登記地目「畠」で市街化区域内にあります。 転用目的は北海道新幹線トンネル工事に伴う仮設ヤードです。 貸主は○○○○さんとお子さん3名です。 借主は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構北海道新幹線建設局小樽建設事業所長です。 総会終了後に受理通知書を交付いたします。この土地は農地台帳に記載はありませんでした。 以上でございます。
議長	ただ今、説明がございました件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	以上で、本日の審議事項は終了しました その他、委員の皆様から何かありますか？ 事務局から何かありますか？
事務局長	次の委員会は、2月26日（水）、場所は、別館3階第1委員会室を予定しております。詳しくは後日案内させていただきます。

以上を持ちまして総会を終了いたします

(午後 5 時 30 分閉会)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。